

2023年度活動計画発表会

扶養認定基準研究会

本日の予定

- ▶ 今年度の活動の振り返り
- ▶ 来年度の活動計画（案）

基本情報

1、加入メンバー

参加人数 68名 参加健保 51健保

2、ベンダー編成

UBS : 20健保 DIR : 16健保 JPC : 10健保

その他 : 5健保

今年度振り返り (1)

- ▶ 6月3日 全体研究会 (Zoom開催)
今年度の活動計画
基本情報アンケートの実施
(健保規模、ベンダー名、検認実施方法、認定日、任継上限撤廃)
- ▶ 9月13日～21日 ベンダー別分科会 (UBS : 2回、DIR : 2回、JPC : 1回)
- ▶ 10月14日 DIRとの統合専用端末を利用した業務改善について意見交換
- ▶ 10月31日 JPCベンダー説明会をハイブリットで実施
システム操作説明 (現地6名、Web6名)
- ▶ 11月10日 UBSベンダー説明会をハイブリットで実施
システム操作説明 (現地7名、Web16名)
- ▶ 12月14日 DIRベンダー説明会をハイブリットで実施
システム操作説明 (現地8名、Web13名)

今年度振り返り (2)

- ▶ 12月15日 健保連10月改正点についての説明会をWebで実施
 - ・ 育児・介護休業法の改正
 - ・ 短時間就労者の適用拡大
 - ・ 公金受取口座を活用した保険給付
- ▶ 3月10日 全体研究会をハイブリットで開催
 - ・ 活動報告及び来年度の活動計画について

来年度の活動計画（案）

（研究会の目的）

- ① 来年度のコロナ前と同様に何らかの成果を求め発表する
全国大会へのエントリー
年度末活動結果発表会

- ② 情報共有を行う
研究会に加入した目的の第1位は情報共有（毎年）

来年度の活動計画（案）

（研究会の活動方法）

基本的には対面開催にて実施

※活動内容によりWeb参加も

（研究課題【案】）

- ・ 扶養審査の現状

組合間の基準差

通知の解釈

来年度の活動計画（案）

2016年全国大会で発表

(テーマ)

- ・法律＞通知 が 法律＜通知 による解釈
上記に基づく市区町村国保からの斡旋
健保間の判断の違い・・・など

被扶養者制度（健康保険法第3条第7項）

健康保険法(大正11年4月22日法律第70号)

最終改正：平成26年6月25日法律第83号

第一章 総則(第一条～第三条)

- 7 この法律において「被扶養者」とは、次に掲げる者をいう。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者は、この限りでない。一 被保険者(日雇特例被保険者であった者を含む。以下この項において同じ。)の直系尊属、配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、子、孫及び弟妹であって、主としてその被保険者により生計を維持するもの
- 二 被保険者の三親等内の親族で前号に掲げる者以外のものであって、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの
- 三 被保険者の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子であって、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの
- 四 前号の配偶者の死亡後におけるその父母及び子であって、引き続きその被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの

被扶養者の要件 (昭和52年通知)

収入がある者についての被扶養者の認定について

(昭和五二年四月六日)

(保発第九号・庁保発第九号)

(各道府県知事あて厚生省保険局長・社会保険庁医療保険部長通知)

健康保険法第一条第二項各号に規定する被扶養者の認定要件のうち「主トシテ其ノ被保険者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ」に該当するか否かの判定は、専らその者の収入及び被保険者との関連における生活の実態を勘案して、保険者が行う取扱いとしてきたところであるが、保険者により、場合によっては、その判定に差異が見受けられるという問題も生じているので、今後、左記要領を参考として被扶養者の認定を行われたい。

なお、貴管下健康保険組合に対しては、この取扱要領の周知方につき、ご配慮願いたい。

記

被扶養者としての届出に係る者(以下「認定対象者」という。)が被保険者と同一世帯に属している場合

1) 認定対象者の年間収入が一三〇万円未満(認定対象者が六〇歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあっては一八〇万円未満)であって、かつ、被保険者の年間収入の二分の一未満である場合は、原則として被扶養者に該当するものとする。

2) 前記(1)の条件に該当しない場合であっても、当該認定対象者の年間収入が一三〇万円未満(認定対象者が六〇歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあっては一八〇万円未満)であって、かつ、被保険者の年間収入を上廻らない場合には、当該世帯の生計の状況を総合的に勘案して、当該被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしているときと認められるときは、被扶養者に該当するものとして差し支えないこと。

認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合

認定対象者の年間収入が、一三〇万円未満(認定対象者が六〇歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあっては一八〇万円未満)であって、かつ、被保険者からの援助に依る収入額より少ない場合には、原則として被扶養者に該当するものとする。

前記1及び2により被扶養者の認定を行うことが実態と著しくかけ離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなると認められる場合には、その具体的事情に照らし最も妥当と認められる認定を行うものとする。

前記取扱いによる被扶養者の認定は、今後の被扶養者の認定について行うものとする。被扶養者の認定をめぐって、関係者間に問題が生じている場合には、被保険者又は関係保険者の申し立てにより、被保険者の勤務する事業所の所在地の都道府県保険課長が関係者の意見を聴き適宜必要な指導を行うものとする。

この取扱いは、健康保険法に基づく被扶養者の認定について行うものであるが、この他に船員保険法第一条第三項各号に規定する被扶養者の認定についてもこれに準じて取り扱うものとする。

1 同一世帯

※認定対象者が60歳以上又は障害者の場合は

「130万円」を「**180万円**」に読替

(1)

「認定対象者の年間収入が**130万円**未
満」

&

「被保険者の年間収入の1/2未満」

(2)

但し、上記を満たさなくても

- ・ 認定対象者の年間収入が**130万円**未満
- ・ 被保険者の年間収入 > 認定対象者の年間収入
- ・ 被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしているときと認められる場合

2 別世帯

「認定対象者の年間収入が**130万円**未
満」

&

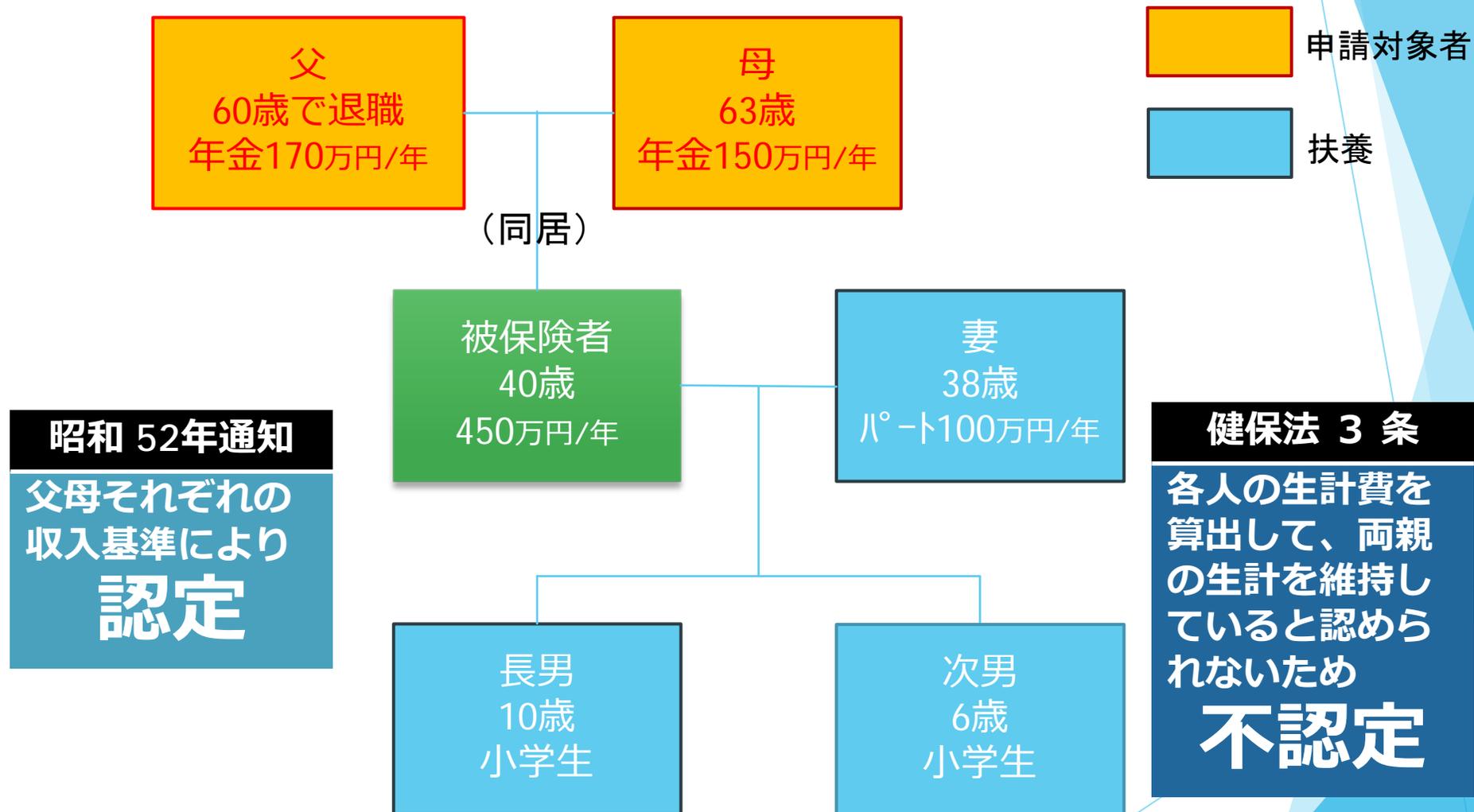
「被保険者からの援助に依る収入額より少ない」

3

上記1・2により被扶養者の認定を行うことが**実態と著しくかけ離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなると認められる場合には、その具体的事情に照らし最も妥当と認められる認定を行う**

事例 その1

「父親が退職したので両親を扶養したい」という申請



事例 その1 「父親が退職したので両親を扶養したい」という申請 健保組合の判定傾向

昭和 52年通知

父母それぞれの
収入基準により
認定

健保法 3 条

各人の生計費を算出し
て、両親の生計を維持
していると認められな
いため
不認定

14

18

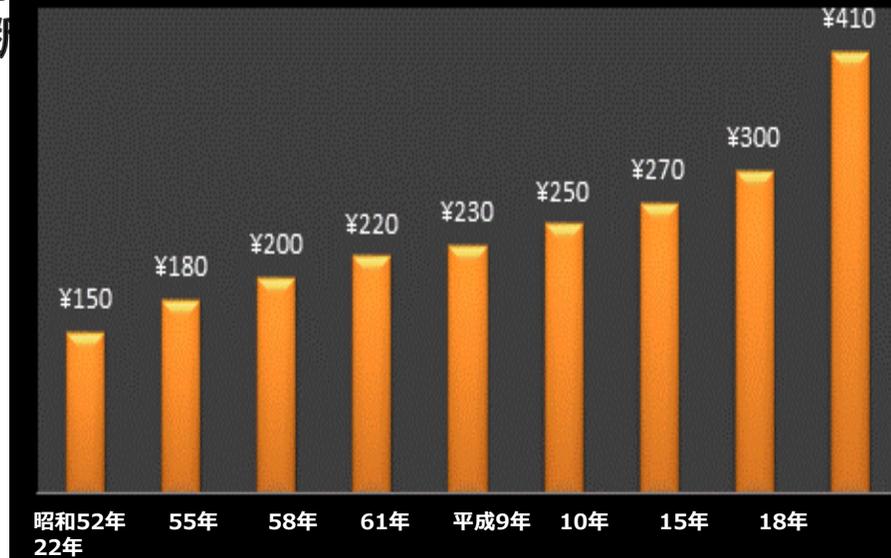
被扶養者認定の問題点 ～現場の声～

- 解釈が一つではないことが公平性に欠け、判断に迷う・・・
- 現在の家族の在り方、ライフスタイル、雇用形態等の多様化に対応できる**基準がない**・・・
- 生計維持関係をないがしろにした**保険料節約目的**の申請が存在・・・

昭和52年（1977年）って・・・

- 1月 品川駅付近で電話ボックスなどに置かれたコーラを飲んだ2人が死
2月にも青酸化合物が混入した瓶が見つかり、無差別殺人事件と断
- 2月 スペースシャトルが初飛行
- 3月 男性が保母の資格を取得する
- 4月 山下泰裕が全日本柔道選手権で史上最年少の19歳で優勝
- 5月 アメリカで『スターウォーズ』が封切り
- 6月 日本専売公社が「マイルドセブン」を発売
- 7月 キャンディーズがコンサート中に「普通の女の子に戻りたい」と解散宣言
- 8月 北海道の有珠山が32年ぶりに噴火
- 9月 王貞治選手が通算756号ホームランで世界最高記録を達成
- ・・・

マイルドセブンの価格推移



ご清聴ありがとうございました

